新型コロナウイルス感染症警戒レベルと行動指針

本村のような離島地域は、本土地域と比較して医療体制が脆弱であり、村内の診療所には、常駐の医師は居らず、看護師が常駐するのみで入院病床もなく、感染症指定医療機関もありません。また高齢者の割合も高く、小さな島々で感染者が発生した場合、村民の生命と安全を脅かす危機的な状況に陥ることが想定されます。

村新型コロナウイルス感染症対策本部では、感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護し、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるように、村内における新型コロナウイルス感染症の警戒レベルと行動指針を策定しておりますので、お知らせします。また、警戒レベルにかかわらず「マスク着用・手指消毒や手洗い・三密を避ける・こまめな換気」など感染症対策を徹底してください。



　　　　　　　　　　　問合せ先　　十島村新型コロナウイルス感染症対策本部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL 099-222-2101 FAX 099-223-6720